

品川区長寿お祝い事業実施要綱

平成10年7月制定	要綱	57号
平成11年7月改正	要綱	104号
平成12年6月改正	要綱	96号
平成14年6月改正	要綱	61号
平成16年5月改正	要綱	74号
平成20年6月改正	要綱	96号
平成21年3月改正	要綱	108号
平成25年3月改正	要綱	33号
平成27年3月改正	要綱	321号
平成31年2月改正	要綱	25号

(目的)

第1条 この要綱は、祝品を贈呈することにより、高齢者の長寿を祝福して、敬老の意を表することを目的とする。

(種類、対象者および贈呈額)

第2条 祝品の贈呈を受けることができる者は、毎年敬老の日に品川区内に住所を有し、次に定める基準日において、88歳、90歳、99歳および100歳以上の者とする。

2 祝品の種類、対象者、基準日（事業実施年度内）および贈呈額は、次の表のとおりとする。

種類	対象者	基準日	贈呈額
米寿祝品	基準日に88歳である者	3月30日	5,000円
傘寿祝品	基準日に90歳である者	3月30日	7,000円
白寿祝品	基準日に99歳である者	3月30日	10,000円
百歳祝品	基準日に100歳である者	3月30日	30,000円
百歳超祝品	基準日に101歳以上である者	3月30日	10,000円

(受贈資格の調査、決定)

第3条 区長は、前条の対象者について、あらかじめ住民基本台帳等で調査し、祝品の贈呈を決定するものとする。

2 区長は、前項により祝品の贈呈の決定を受けた者が（以下「受贈者」という）9月30日までに死亡または転出したときは、贈呈の決定を取り消すものとする。

ただし、受贈者が祝品を贈呈した日以降に死亡または転出した場合は贈呈の決定の取り消しはおこなわない。

(贈呈期間)

第4条 区長は、祝品を受贈者に毎年9月1日から9月30日までに贈呈する。ただし、やむを得ない場合は、当該年11月30日までに限り贈呈することができる。

(受贈の辞退)

第5条 受贈者は、祝品の受贈を辞退することができる。

(贈呈の受領印)

第6条 区長は、祝品の贈呈時に受領印等を求めるものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年7月7日から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。

- (1) 品川区高齢者弔慰金支給要綱（昭和60年8月15日品川区要綱294号）
- (2) 品川区高齢者祝金贈呈事業実施要綱（平成6年8月1日品川区要綱第64号）

付 則

- 1 この要綱は、平成11年7月23日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年6月20日から適用する。
- 2 平成12年度米寿祝品受贈者のうち、平成11年度米寿祝品受贈者については、対象者から除外する。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年6月13日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の日から平成31年9月15日までの間、この要綱による改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項の表米寿祝品の項および卒寿祝品の項中「3月30日」とあるのは「9月15日」と読み替えて適用するものとする。